

韓国知的財産ニュース 2014 年 9 月前期

(No. 278)

発行年月日：2014 年 9 月 26 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、9 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 特許法施行令の一部改正令案(9.3)
- 1-2 特許法施行規則の一部改正令案(9.3)
- 1-3 実用新案法施行令の一部改正令案(9.3)
- 1-4 実用新案法施行規則の一部改正令案(9.3)

関係機関の動き

- 2-1 日本の特許文献の検索範囲を拡大、韓国語の検索サービスも(9.1)
- 2-2 「企業競争力、特許情報で高めよう」、PATINEX2014 が開催(9.3)
- 2-3 特許庁、韓・英特許技術事業化 MOU を締結(9.4)
- 2-4 特許情報活用サービスを利用した創業支援プログラムが施行(9.11)
- 2-5 独フランクフルトの IP-DESK、現地で法律支援(9.11)
- 2-6 信用保証基金の知的財産保証制度、知財・技術金融分野の雇用創出効果が優秀(9.15)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 特許庁、秋夕時期の模倣品の取り締まりに(9.1)
- 3-2 「第 8 回ソウル国際競争フォーラム」、パテントトロールに対応するためのルール作りに(9.4)
- 3-3 NVIDIA、サムスン・クアルコムを相手として特許侵害訴訟を提起(9.5)
- 3-4 米裁判所、サムスンのアップル特許侵害、意図性はない(9.10)

デザイン(意匠)、商標動向

※今号はありません。

その他一般

※今号はありません。

法律、制度関連

1-1 特許法施行令の一部改正令案

韓国特許庁(2014.9.3)

1. 議決主文

特許法施行令の一部改正令案を別紙のように議決する。

2. 提案理由及び主な内容

外国語出願制度の導入、微生物の寄託に関する専門機関の指定等の内容が盛り込まれている特許法一部改正法律(法律第12753号)の公布(2014.6.11)により、外国語出願に対する公報の発行範囲と微生物の寄託に関する専門機関の指定基準及び業務範囲を定め、審査官の審査業務を補佐する審査官補の資格要件及び根拠作り、専門機関を運営するにおいて必要な規定等を整備することを目的とする。

3. 主な議論課題

無し

4. 参考事項

- イ. 関係法令 : 省略
- ロ. 予算措置 : 別途の措置不要
- ハ. 合意 :
- ニ. その他 : 1)新・旧条文比較表、別添
2)立法予告(2014.8.~10.)
3)行政規制

※改正条文などの詳細は、弊所のホームページをご参照ください。

(<http://www.jetro-ipr.or.kr>→お知らせ)

1-2 特許法施行規則の一部改正令案

韓国特許庁(2014.9.3)

1. 改正理由及び主な内容

外国語出願制度の導入、特許権回復要件の緩和等の内容が盛り込まれている特許法一部改正法律(法律第 12753 号)の公布(2014. 6. 11)により、外国語出願に使用可能である外国語と外国語出願をしようとする場合に必要である詳細な手続を定め、出願日を先取りするために発明の説明において記さなければならない項目等、法律において委任された事項を規定し、特許権回復のための証明書類の提出義務を削除して優先権証明書類の提出の免除を受けるための記載事項を追加する一方、特許(登録)証書式の改善、国際出願の国内段階における補正期間拡大及び外国語デザイン登録証の発給を受けるための手続を策定する等、その他改正が必要である事項を整備することを目的とする。

2. 参考事項

- イ. 関係法令 : 省略
- ロ. 予算措置 : 別途の措置不要
- ハ. 合意 : 該当機関無し
- 二. その他 : 1) 新・旧条文比較表
2) 立法予告(2014. 8. ~2014. 10.)
3) 行政規制 :

※改正条文などの詳細は、弊所のホームページをご参照ください。

(<http://www.jetro-ipr.or.kr>→お知らせ)

1-3 実用新案法施行令の一部改正令案

韓国特許庁(2014. 9. 3)

1. 議決主文

実用新案法施行令の一部改正令案を別紙のように議決する。

2. 提案理由及び主な内容

外国語出願制度の導入の内容が盛り込まれている実用新案法一部改正法律(法律第 12752 号)の公布(2014. 6. 11)により、外国語出願に対する公報の発行範囲を定め、その他必要な「特許法施行令」の準用規定等を整備することを目的とする。

3. 主な議論課題

無し

4. 参考事項

- イ. 関係法令 : 省略
- ロ. 予算措置 : 別途の措置不要
- ハ. 合意 :
- ニ. その他 : 1) 新・旧条文比較表、別添
2) 立法予告(2014. 8. ~10.)
3) 行政規制 :

※改正条文などの詳細は、弊所のホームページをご参照ください。

(<http://www.jetro-ipr.or.kr>→お知らせ)

1 - 4 実用新案法施行規則の一部改正令案

韓国特許庁(2014. 9. 3)

1. 改正理由及び主な内容

外国語出願制度の導入、明細書記載形式の緩和等の内容が盛り込まれている実用新案法一部改正法律(法律第 12752 号)の公布(2014. 6. 11)により、外国語出願に使用可能である外国語と外国語出願をしようとする場合に必要である詳細な手続を定め、出願日を先取りするために考案の説明において記さなければならない項目等、法律において委任された事項を規定し、その他改正が必要である事項と関連書式を整備することを目的とする。

2. 参考事項

- イ. 関係法令 : 省略
- ロ. 予算措置 : 別途の措置不要
- ハ. 合意 : 該当機関無し
- ニ. その他 : 1) 新・旧条文比較表
2) 立法予告(2014. 8. ~2014. 10.)
3) 行政規制 :

※改正条文などの詳細は、弊所のホームページをご参照ください。

(<http://www.jetro-ipr.or.kr>→お知らせ)

関係機関の動き

2-1 日本の特許文献の検索範囲を拡大、韓国語の検索サービスも

デジタルタイムズ(2014.9.1)

特許庁は、今月から知的財産情報の検索サービスである特許情報ネット「キプリス (www.kipris.or.kr)」を通じて、日本の特許文献の検索範囲を日本特許公報までに拡大するほか、韓国語で検索する機能も提供する。

これにより 1,556 万件に上る日本の特許公報のデータがキプリスを通じて追加提供される上、日本の特許公報を英語ではなく韓国語で検索できるようになったことで、日本の特許情報に対するアクセシビリティが一層高まると見られている。また、検索結果のリストで提供していた書誌事項の情報を出願人、出願日付などの単純情報から、国際出願、国際公開および優先権主張情報などまで拡大し、先行技術を調査する際に関連情報をより簡単に把握できるようになった。

このように海外知的財産情報に対するアクセシビリティが向上すれば、先行技術調査の遂行に役立つため、特許出願のときに重複特許出願を防げる。また、回避設計などを通じて特許登録が一層容易になり、すでに登録された特許の権利も強化できると期待されている。

特許庁情報管理課のキム・ヒョンス課長は「今後、海外知的財産情報のアクセシビリティおよび活用性を強化するために、韓国語で検索するシステムを拡充し、さらなる海外特許データと情報を提供していきたい」と述べた。

イ・ジュンギ記者

2-2 「企業競争力、特許情報で高めよう」、PATINEX2014 が開催

韓国特許庁(2014.9.3)

最近、特許、商標、意匠など知的財産権が企業の主な資産として浮上している中で、企業の経営活動と知的財産権を有効に融合して競争力を高め、付加価値を極大化する方を共有する場が設けられる。

特許庁は、9月3日から4日までソウルのインペリアルパレスホテルで「企業のバリューチェーンと特許情報の活用戦略 (Gaining the Competitive Edge with Patent Information)」というテーマの下、「国際特許情報博覧会 (PATINEX2014)」を開催する。

3日午前には、創造経済研究会の理事長を務めているイ・ミンファ KAIST 教授が「創造経済時代における企業の知的財産 (IP) 経営戦略」というタイトルで基調講演を行う。次いで特別講演のセッションでは、スマートフォン、ネットワーク装備などを生産する中国企業として、国内でも注目されているファウエイの特許経営戦略が紹介される。

また、3日午後から進行される主題発表のセッションでは、電機・電子、化学、通信など多様な産業分野における最新特許戦略が取り上げられる。ソルベイ、グーグル、3M、サムスンディスプレイなどのグローバル企業が産業別に最近の知的財産の動向および有効な特許管理戦略を発表し、さらに特許情報を活用した合理的なライセンス戦略などの先進事例を説明する。

その他にも特許に対する具体的な価値評価の方法、訴訟過程における有効な特許情報の活用、特許の事業化戦略など、多様なテーマについて専門家による講演が行われる予定だ。

別途の展示スペースでは、WIPS、レクシスネクシス、シストラン、Iptizen、Questel、EDresearch、ウィズドメインなど、国内・国外特許情報サービス企業および機関による様々な特許情報サービスを直接体験することができる。

特許庁産業財産保護協力局のクォン・オジョン局長は、「最近、特許情報が研究開発、製品設計およびデザイン、マーケティング、特許訴訟など企業の経営活動全般において活用されている。今回の博覧会を通じて、韓国企業が国内・外の先進特許情報に対する活用戦略を習得することを期待している」と述べた。

2-3 特許庁、韓・英特許技術事業化 MOU を締結

韓国特許庁(2014.9.4)

特許庁は、国際技術貿易収支の改善のために国内大学・公共研究所の特許技術と、これを導入した中小企業の欧州市場参入を支援する。

特許庁が支援する大学・公共研究所の技術事業化協力ネットワークである「R&D IP 協議会」と英オックスフォード大学の技術持株会社である「ISIS Innovation」は、9月4日書面で MOU を締結し、両国の特許技術事業化の活性化に向けて協力する。英 ISIS は、昨年末基準、9,756 億ウォンの研究開発費用を通じて 10 社の企業を設立し、約 100 億ウォンの技術収益を創出した。

特許庁は、3月、英特許庁とともに両国共同で開発した「韓・英共同研究協約ガイドライン」をまとめており、今回のMOU締結は、実質的な成果の創出に向けた両国間の持続的な国際協力だという点でさらなる意味がある。

今回の業務協力は、国内の大学・公共研究所の研究成果である特許技術が国内・国外の産業界へ移転されず、ほとんどが死蔵されている問題を解決するために国内市場のみならず技術先進国である欧州市場に進出させるという点で非常に重要だ。

[主な内容]

今年7月、特許庁が主催した「R&D IP Tech Fair 2014」において、ISISの関係者と協議会会員機関である7カ所の大学・公共研究所が保有している12特許技術に関する技術交流会が開かれた。

現在は、成均館大学イ・ヒョヨン教授の「伸縮性透明電極技術」など3技術および国立癌センターの1技術がマッチングし、ISISと別途の技術移転仲介契約の協議が行われている。

その一環として11月、協議会は英オックスフォード現地において、協議会会員機関の研究者とISISおよび欧州需要企業間の実質的な技術事業化に向けた「技術交流会」を推進する予定だ。

また、英現地での「技術交流会」においてはISISの先進技術事業化のノウハウを会得するために、大学・公共研究所の技術事業化専担支援機関の担当者に対する教育も並行して行う計画だ。

[期待効果]

今回のMOU締結および海外現地における技術交流会などの海外事業化促進プログラムは、国内の大学・公共研究所の特許技術が欧州市場に参入する良い前例になるのはもちろん、韓国特許技術の事業化が質的成長を遂げる土台になると期待されている。

特許庁のキム・ヨンミン庁長は、「韓国の公共特許技術移転企業の海外事業化を促すため、公共特許技術を導入した民間企業に対しても「R&D IP 協議会」の会員機関資格を与えることで公共技術と企業の製品をパッケージ化する海外技術事業化支援事業を強化していく」と述べた。

2-4 特許情報活用サービスを利用した創業支援プログラムが施行

韓国特許庁(2014.9.11)

特許庁は、民間の技術創業と優秀商品の事業化を支援するため、「特許情報活用サービス(KIPRIS^{Plus})を活用した創業支援プログラム」を施行する。

同プログラムは、技術基盤の創業に取り組んでいる、またはアイデアはあるが経済的な負担によって KIPRIS^{Plus} へのアクセスが困難である個人・企業などが特許情報を容易に利用し、創業および事業化に乗り出せるように支援するもの。

*一般企業の特許情報購入コスト：約 364 万ウォン/年(Open API 利用企業の平均支給額)

今回、施行されるプログラムは大きく2つで、主な内容は次のとおりだ。

一つ目は、KIPRIS^{Plus} の Open API*を体験することができるプログラムで、希望する個人・企業は、同プログラムを通じて創業に必要な特許情報を4カ月間無料で利用することができる。

* KIPRIS^{Plus} 商品の一つで、DVD などの保存媒体として提供される Bulk 型の一括購買データとは違って、特許庁の最新情報をリアルタイムで連携・活用することができる Open API 基盤の特許情報ウェブサービス。

希望者は KIPRIS^{Plus} のホームページで申し込み、無料利用期間は必要に応じて4カ月間の追加延長ができる。

二つ目は、優秀商品の開発を支援するプログラムで、商品開発のアイデアを有している個人・企業に対して、当該商品の開発に必要なデータ(Bulk および Open API)を最長1年間無料で提供する。希望者は、ホームページまたは書面で申し込み、四半期ごとに審議委員会の評価を経て2カ所の個人・企業が選ばれる。

特許庁情報顧客支援局のチェ・ギュワン局長は、「今回 KIPRIS^{Plus} の無料体験および商品開発支援プログラムが普段から特許情報を活用した事業化に興味のある方に役に立つと思われる。今後も特許庁は、特許情報サービス産業の発展に向けて、公共データの拡大など、多様なプログラムを開発していきたい」と述べた。

2-5 独フランクフルトの IP-DESK、現地で法律支援

韓国特許庁(2014. 9. 11)

隔年で行われる世界最大規模の国際オートサービス・カーアクセサリ専門見本市である「アウトメカニカ (Automechanika)2014」がドイツのフランクフルトで今月 16 日から 20 日までの 5 日間開催される。今回の見本市には、ドイツの BOSCH、米の TESLA、日本の DENSO をはじめ、計 4,536 社が参加する。国内参加企業は、2008 年に 64 社、2010 年に 98 社、2014 年に 137 社と地道に増加している。

海外見本市に参加する韓国企業が増えていることで、先行企業の特許けん制も厳しくなっている中、特に知的財産権に関する司法執行力が強力なドイツの場合、見本市に参加した韓国企業が特許紛争に巻き込まれるおそれがあるため、参加企業の注意が求められる。

今回の見本市に参加する韓国企業シンド・ハイテックのキム・チムン理事は「ドイツの見本市では、現地の競争企業が見本市に参加する企業を対象に特許侵害を理由で税関・裁判所を通じて出品物を仮差押えするか、現場で警告状を渡されるケースが頻発している。こうしたことが発生した際には、現場で知的財産専門家のアドバイスを得て迅速に対応しなければならない」と延べた。

実際、2012 年度の見本市でも A 社は、ドイツ現地のライバル企業による特許侵害仮処分申し立てにより、見本市現場で一部商品を差し押さえられ、見本市への出品に難航したという。

特許庁は、ドイツ見本市に参加する企業を含め、欧州に進出する企業の知的財産権問題を解消するため、今年 6 月 26 日ドイツ・フランクフルトに海外知的財産センター(以下、IP-DESK)を設置して運営中だ。

独 IP-DESK は、今回の見本市参加企業のうち申し込みを通じて紛争予防に向けた知的財産権事前コンサルティングを 8 月から実施している。また、見本市現場での紛争対応力を向上させるために見本市の前日、参加企業を対象に懇談会を開催し、ドイツ現地の知的財産権弁護士が留意事項を教育する予定だ。さらに見本市会期中は、現地の知的財産権ローファームと連携して法律相談を行うほか、紛争発生時の初期対応も支援する予定だ。

独 IP-DESK のイ・ドンヒ所長は、「見本市に参加した企業が警告状を受けたり、仮差押えなどの問題が発生する場合は、現地の専門ローファームと連携して法律諮問を提供し

て、必要な場合は現地の公館とも協力するなど、韓国企業の輸出に支障をきたさないようできるだけ力を尽くしていきたい」と述べた。

一方、独 IP-DESK は、同期間ドイツのケルンで開かれる光学機器の見本市「フォトキナ(Photokina)2014」でも参加企業を対象に知的財産権紛争予防及び現場支援活動を行う計画だ。

2-6 信用保証基金の知的財産保証制度、知財・技術金融分野の雇用創出効果が優秀

信用保証基金(2014.9.15)

信用保証基金(以下、「信保」)は、アイデアと技術力が優秀な知的財産(IP)の創出・保有企業を支援するため、この1年間運営してきた知的財産保証制度に対する成果を分析し、これを基に同制度を拡大運用する予定だ。

IP保証制度は、優れた技術力があるものの資金が足りないためIPを創出・移転して事業化する企業およびIPを保有しているものの担保がないため事業化に難航している企業などを対象にIP創出事業の妥当性とIPの価値を評価した後、所要資金を支援する信保ならではの特化したIP・技術金融保証商品のことで、2013年5月に導入された。

特に、計30億ウォン以内の範囲で、従来の保証金額のほかにも15億ウォンまで別途限度額が設定されているため、創業初期段階にアイデアを商品化したい企業、担保不足によりIPの事業化に難航している企業にとっては、新たな資金支援ルートとして評価されていた。

IP保証制度に対する成果分析の結果をみると、信保は、制度を導入してから今年8月末まで1,047社に2,471億ウォンの保証金額を供給し、1社当たり平均2億4千万ウォンに上る保証を支援した。

注目すべき点は、信保のIP保証の支援により、企業成長の代表的なバロメーターである雇用数が大幅増加したことだ。個別企業に対する全数調査の結果、1,098人の優秀技術人材が追加雇用となり、1社当たり少なくとも1人以上、保証金額1億ウォン当たり0.44人の雇用創出効果があることが明らかになった。

信保の一般保証による雇用創出効果が保証金額1億ウォン当たり0.26人であることを考えると、IP保証による雇用創出効果が非常に優秀だということが分かる。また、IP創出企業の場合、優秀技術人材の採用に重点が置かれるという人的構造の特性を考える

と、雇用の単なる量的増加だけでなく、雇用の質も高いものと見られる。

一方、IP 保証制度は、財務諸表や担保力の評価というかつての与信慣行から離れ、企業の IP・技術水準を評価し、成長可能性を中心に審査しているため、制度導入の当時、リスク管理に困難が生じかねないと懸念した一部の意見にもかかわらず、実際、回収困難になった事例は 3 社、8 億ウォンに止まった。

そのため、IP 保証制度が最近議論になっている金融界の事なかれ主義を打破し、IP・技術金融をリードする金融政策分野の代表事例になると期待されている。

信保は、今回の成果分析の結果により証明された商品の優秀性と政策的重要性を反映して、優秀な IP を保有している企業に対しては、信用度が多少衰弱しているとしても保証支援を受けられるように改善するほか、産業間の融合・複合の傾向を考慮して業種制限を廃止した。さらに、制度導入の当時から合計限度額 3 千億ウォン以内で限定的に運用されていた制度を全面変更し、合計限度額を 1 兆ウォンに増額することで IP・技術金融の活性化を通じて創造金融を積極的にけん引するとの計画だ。

信保のソ・グンウ理事長は「今回の IP 保証制度に対する成果分析の結果、優秀人材の雇用創出効果が優秀で回収困難の事例も少ないことが明らかになり、制度を拡大運用することになった。今後も IP 創出・保有企業を対象に積極的に特化したサポートを行い、創造経済を後押しする IP・技術金融の支援機関としての役割を十分に果たしていきたい」と述べた。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 特許庁、秋夕時期の模倣品の取り締まりに

電子新聞(2014.9.1)

特許庁商標権特別司法警察は、秋夕を控えて模倣品が大量流通されるとみて、取り締まりを強化する予定だ。

特にネット商店街、個人のネットショップ、ソーシャルコマースなど、ネット通販を利用した模倣品を集中的に取り締まる計画だ。その中でも偽物のアウトドア衣類、靴、鞆などをはじめ、主に秋夕のプレゼント用で販売される品目を取り締まり対象となる。

特許庁産業財産調査課のイ・ビョンヨン課長は「模倣品は大型市場や観光地など、常設の販売地域のみならず、最近ネット通販の市場においても取引が急増している。取り

締めりを強化し、模倣品だと確認された商品を販売するサイトは閉鎖させる方針だ」と述べた。

特許庁商標権特別司法警察は、2010年9月、模倣品の取り締めり担当機関として発足し、これまで模倣品188万点を押収し、約1,000人の模倣品事犯を立件した。

シン・ソンミ記者

3-2 「第8回ソウル国際競争フォーラム」、パテントトロールに対応するためのルール作りに

デジタルタイムズ(2014.9.4)

韓国公正取引委員会が全方位の特許訴訟濫用で議論になっている特許不実施主体(NPE)に対応するための関連基準を策定する。4日、公正委は、いわゆる「パテントトロール」と呼ばれているNPEに対する国際的な共助が必要とされている中で、今年中を目処に知的財産権審査指針を改正し、問題となるNPEを見分けられる基準を策定する計画を明らかにした。

同日、公正委の主宰によりソウル市ソゴン洞のロッテホテルで開かれた「第8回ソウル国際競争フォーラム」に参加した韓・米・欧州の競争当局及び業界関係者は、NPEによる知的財産権の濫用を予防できる国際的な基準を設けるべきだと口を揃えた。

公正委のシン・ヨンソン事務処長は「NPEが特許を求める者にとって仲介の役割を果たし、アイデアの流動化に貢献するというポジティブな面もあるが、悪意のある訴訟による費用が消費者および企業に転嫁されるなどのネガティブな面が大きい。NPEによる知的財産権の濫用行為が法律に反するか否かを分野別に綿密な検討を行い、審査指針に反映する」と述べた。これは最初、初期企業と中小企業のアイデアを流動化させることで技術開発を促進させるために登場したNPEの権利濫用行為が徐々に乱暴になっているということを示唆している。

公正委によるとNPEが提起した特許侵害訴訟の件数は、2004年の235件から昨年3714件へとこの10年間で約3.5倍増加した。このうちサムスンとLGなど韓国企業が訴えられた件数も世界全体でそれぞれ2番目、10番目に多い。シン処長は、競争企業の営業を妨害する「私拿捕船行為(Privateering)^{*}」の事例を取り上げ、「一つの企業がNPEを通じて自社の特許権利を過激に主張し、競争企業のビジネスを阻害するのはもちろん、市場に問題を起こすことで競争企業のコストを上昇させる行為が増えている」と説明した。

※16~18 世紀の欧州で行われた政府公認の海賊行為

このような動きは、世界中に広がっている。米連邦取引委員会 (FTC) モーリーン・オーハウゼン委員は、「未だ NPE が企業の革新を阻害し、消費者の権益を侵害しているとの具体的な証拠が完全に解明されてはいない。ただし、ホワイトハウス、国会、FTC が一斉にパテントトロールの知的財産権侵害を防げるトロール・アクト (TROL act) などの対策を講じている」と述べた。

同フォーラムに参加したサムスン電子のカン・キジュン副社長とグーグルのアレン・ロ法律顧問も関連業界が巻き込まれている NPE の権限濫用ケースを紹介し、これをコントロールできるルールが必要だと強調した。カン副社長は「NPE の立場からすると訴訟を提起した後、訴訟が進まないとしても合意だけで金銭的利益を得られる一方、実際侵害された企業は反訴もできない。知的財産権侵害禁止命令要件に対する厳格な適用を通じて濫用を予防すべきだ」と主張した。

公正委のノ・デレ委員長は、開会のあいさつを通じて「世界中がグローバル特許戦争の最中にあるが、NPE による知的財産権の濫用行為をコントロールできる一つにまとまった規則が足りない状況だ。今回のフォーラムを通じて NPE のポジティブ機能は活かしつつ、競争制限効果を最小化する方策を見出したい」と述べた。

ユ・グンイル記者

3-3 NVIDIA、サムスン・クアルコムを相手として特許侵害訴訟を提起

デジタルタイムズ(2014.9.5)

グラフィックスプロセッサを生産する NVIDIA がサムスン電子の新型スマートフォンであるギャラクシーノート・エッジなどが自社の特許権を侵害したとして、サムスン電子とクアルコムを相手取って提訴した。

WSJ などメディアによると、NVIDIA は 4 日 (現地時間)、米国際貿易委員会 (ITC) と米デラウェア州連邦地方裁判所にサムスン電子とクアルコムを特許侵害で提訴した。同社は、ITC にサムスン電子の特許侵害製品に対する出荷禁止を要求する一方で、裁判所には損害賠償請求訴訟を提起した。

NVIDIA はクアルコムのグラフィックス技術を利用して生産したサムスン電子のスマートフォンとタブレット型 PC の一部が自社のグラフィックスプロセッサ (GPU) の技術特

許を侵害したと主張している。

訴訟対象の製品は、ギャラクシーノート・エッジ、ギャラクシーノート4、ギャラクシーS5、ギャラクシーノート3、ギャラクシーS4 (以上、スマートフォン)、ギャラクシータブS、ギャラクシーノート・プロ、ギャラクシータブ2 (以上、タブレット型PC) など。NVIDIA 側は、2012年8月からサムスン電子側と特許ライセンス契約の締結に取り組んだが、合意に至らず、訴訟を提起することになったと述べた。

キム・ユジョン記者

3-4 米裁判所、サムスンのアップル特許侵害、意図性はない

デジタルタイムズ(2014.9.10)

米裁判所がサムスン電子のアップル特許侵害の件について、意図的ではないという判決を下した。

10日(現地時間)、ドイツの特許専門ブログ Foss Patents によると、アップルとサムスン電子の第2次訴訟を担当している米カリフォルニア連邦北部地裁サンノゼ支部のルシーコ判事は、サムスン電子がアップルの「スライドでロック解除」特許を意図的に (willfully) 侵害したという陪審員団の評決を覆した。

これは、サムスン電子が評決に対して申し立てた JMOL (Judgment as a matter of law、陪審の評決と異なる判決) を受け入れた判決。米国では、特許侵害において意図性(故意性)が認められれば、懲罰的損害賠償などの制度により賠償額を増額することができるという点で、今回の裁判所の判断は、最終判決においてサムスン電子側に有利に作用すると見られている。

同裁判所は同評決に対して、アップルが提起した JMOL は棄却した。一方、ニューヨーク連邦南部地方裁判所は、マイクロソフトがサムスン電子を相手取って起こした訴訟を来年2月から開始する予定だ。

パク・チソン記者

デザイン (意匠)、商標動向

※今号はありません。

その他一般

※今号はありません。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスし、「unsubscribe」ボタンをクリックしてください。

http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム